

公益財団法人トラスト未来フォーラム

2026 年度支給 海外留学支援奨学金 募集要項

【概要及び目的】

- ・当財団は、信託制度の普及・発展に資する活動を目的とした財団で、信託法・制度の調査・研究を中心にその他助成事業等の活動を行なっております。
- ・当財団の活動主旨を踏まえ、法学を学ぶ学生に対して、海外留学により見識を広める意欲の強い日本人学生の海外留学を支援することを目的とし、提携校における交換留学生の海外留学中の奨学金を支給するもの。

【応募資格】

下記の項目にすべて該当する者とする。

- (1) 日本国籍を有し、法学部に在籍もしくは留学時に法学部に所属している予定である者
- (2) 当財団と提携する以下の大学に在籍している者
東京大学、京都大学、一橋大学、東北大学
- (3) 大学が締結する海外の協定校との交換留学プログラムにより、2026 年度中に留学を開始する者
- (4) 留学先国で就業又は居住している親族がいない者
- (5) 財団が指定した日時での面接に出席できる者

【募集人員】

- ・各提携校につき 原則 2 名（年度間）

【支給対象期間】

- (1) 原則、5 ヶ月以上 1 年以内
- (2) 上記の範囲内で、実際に海外留学する期間

【支給内容】

- (1) 奨学金として月額 15 万円
- (2) 支給方法：毎月一定日に奨学生本人の指定する本人名義預金口座に振込。
- (3) なお、1 ヶ月の内、就学日数が 15 日に満たない月については、月額支給の対象外とする。

【応募手続】

- (1) 奨学金希望者は在籍する提携校の担当窓口を通して当財団に以下の書類を提出。
①当財団所定の「海外留学支援奨学金申請書」

(2) 締切日

2026年1月30日(金) 必着

【選考および結果の通知】

(1) 応募書類等に基づき、財団にて書類審査及び面接(2月)を実施。

なお、リモート形式での面接に変更する場合がございます。

(2) 奨学生の採否が決定した時は大学を通じて本人に通知する。

【奨学生として決定した際の留意事項】

(1) 奨学生として決定した際には速やかに「誓約書」を提出のこと。

(2) 留学先等が確定したら、留学先情報や連絡先等について財団宛提出のこと。

(3) その際、留学先の入学許可証(写)等も併せて提出すること。

(4) 留学中の在籍状況と学業に関する報告を3ヶ月に1回、メールで財団宛連絡すること。

【留学終了後の報告等】

(1) 留学期間中の活動の概要及び当該留学で学んだ学問に関する内容とそれにより何を得たかについて、留学終了後1ヶ月以内に報告書として財団に提出すること。

(2) なお、その際に、留学先が発行する学業成績証明書もしくはそれに準じるものを提出すること。

【個人情報の扱い】

申請にあたり取得した個人情報は選考および通知のために利用します。